

平成22年度第1回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成22年6月22日(火) 兵庫県庁 1号館9階 会議室	
委員	根岸 哲 (甲南大学法科大学院教授) 西村 多嘉子(大阪商業大学総合経営学部教授) 木村 治子 (弁護士) 北野 参則 (公認会計士) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員)	
審議対象期間	平成22年1月1日～平成22年3月31日	
議案1	入札及び契約手続の運用状況等の報告	
議案2	抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議	
抽出等案件	総件数	5件
一般競争入札		1件
公募型一般競争入札		1件
制限付き一般競争入札		2件
指名競争入札		1件
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別 紙

	質 問	回 答
1	<p>入札及び契約手続の運用状況等の報告 H22.1.1～3.31の入札・契約状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価落札方式を実施する基準はどのようなものか。</li> <li>新温泉土木事務所発注工事で、7,000万円以上で総合評価落札方式としていないものがあるがどうしてか。</li> <li>予定価格の適正性の確保のために、検査や抜き打ち調査などは行っているのか。また誰かが保証する制度はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、契約予定金額7,000万円以上の土木工事に適用することとしている。 災害関係で急施を要する緊急工事や、非常に仕様が細かく規定されている工事で工夫の余地が極めて少ないと考えられる工事は、7,000万円以上であっても適用除外としている。</li> <li>当該工事は、工夫の余地が極めて少ない工事であるため適用除外とした。</li> <li>積算単価は市場調査に基づき実勢単価とし、歩掛りは国の調査結果に基づく施工単位ごとに必要な労力、機材の数量の標準的な値として積算している。 設計・積算は、決裁により決定している。発注にあたっては、審査会を開き予定価格を含めて適正かどうか判断している。 また、県の監査委員事務局による監査や、国の補助事業は、県の監査に加えて、国の会計検査院による会計検査を受けている。</li> </ul>
2	<p>抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議</p> <p>(1) 制限付き一般競争入札：阪神南県民局（西宮土木事務所）発注 「浜甲子園甲子園口停車場線 阪神甲子園駅周辺地区 電線共同溝・歩道リニューアル工事（その3）」 （質問・意見なし）</p> <p>(2) 制限付き一般競争入札：中播磨県民局(姫路港管理事務所)発注 「姫路港 飾磨港区 浮棧橋据付工事（南部）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加見込対象者（重複参加を認めない他工事を除く）13者のうち、参加申込5者、応札3者、適正範囲内1者であるのに総合評価落札方式で価格以外の項目についても評価するのか。</li> </ul> <p>(3) 指名競争入札：西播磨県民局(光都農林水産振興事務所)発注 「21単(災)第5号 県単独県営治山事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣に国の補助金での工事も施工しているとのことだが、国・県と分けずに施工すればいいのではないのか。</li> </ul> <p>(4) 一般競争入札：但馬県民局（養父土木事務所）発注 「円山川水系 与布土川 与布土ダム堤体建設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事は、政府調達協定の適用案件（WTO 案件）で調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価落札方式では、入札に先立って価格以外の項目を評価している。 提出された技術資料に記載された内容については、その履行を求めている。</li> <li>予算・財源は、国庫補助が県単独かの違いがあるが、施工はいずれも県側で実施している。</li> <li>特別重点調査基準価格を下回る入札については、応</li> </ul>

	<p>査最低制限価格は設定できないはずだが、失格者がいる。その理由は。</p> <p>(5) 公募型一般競争入札：警察本部（会計課）発注 「本部交通管制センター中央システム高度化( 期)工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、指名競争入札よりも競争性を高めようと公募型一般競争入札としたものか。技術的に特定の1者しか施工できない場合は随意契約もあるのでは。</li> <li>・ 従前から「暴力団関係企業でないこと」を資格要件としていたのか。</li> </ul>	<p>札額で契約内容に適合した履行ができるのか、提出資料を増やし、入札金額の根拠を厳格に審査するが、下請業者の施工実績や資材購入先との取引実績に関する資料が提出されなかったため失格とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存システムの解読にコストがかかり、数者指名しても辞退が予想された。入札参加者をより広く募集すれば施工可能業者が出てくる可能性がある判断し、公募型一般競争入札とした。</li> <li>・ 平成 19 年度の制限付き一般競争入札の導入時から資格要件としている。</li> </ul>
<p>その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回は、無かった旨、事務局より報告。</li> </ul>		